

目 次

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について 1
- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について 4
- 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について 9
- 物資供給規則の一部改正について 12
- 平成 27 年度第 1 次変更事業計画及び予算について 12

公告第 9 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

長野県市町村職員共済組合定款等の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 9 月 30 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 9 月 30 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 牛 越 徹

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

第 1 条 長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 9 条第 3 項中「法第 3 条第 3 項、第 4 項及び第 141 条の 2 に規定する一部事務組合等、特定地方独立行政法人及び職員引継一般地方独立行政法人」を「、一部事務組合、広域連合、地方開発事業団、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人」に改める。

第 32 条第 3 号中「組合の」を削り、第 5 号を削り、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の各号を加える。

- (4) 法第 141 条の 2 の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員
- (5) 法第 141 条の 3 の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員
- (6) 法第 141 条の 4 の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員

第 33 条第 1 項中「、特定消防長期組合員」を削り、「、任意継続組合員及び特例継続組合員」を「及び任意継続組合員」に改め、同条第 2 項中「第 10 項」を「第 8 項」に改め、同条中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項中「第 4 号」を「第 7 号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項を削る。

第 34 条中「及び特例継続組合員」を削り、「、市町村長長期組合員及び特定消防長期組合員」を「及び市町村長長期組合員」に改める。

第 40 条第 1 項中「給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に、「各表」を「表」に、「数値」を「割合」に改める。

第 40 条の（一）の表及び（二）の表を削り、同項に次の表を加える。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000 分の 45.40	1,000 分の 5.44	1,000 分の 2.12	1,000 分の 45.40	1,000 分の 5.44	1,000 分の 2.12
市町村長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員	1,000 分の 1.92	—	—	1,000 分の 1.92	—	—
市町村長長期組合員						

第 40 条の 2 中「施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 113.5 を乗じて得た額」を「施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 90.8 を乗じて得た額」に、「同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 13.60 を乗じて得た額」を「同条に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 10.88 を乗じて得た額」に改め、同条ただし書を削り、同条を第 40 条の 3 とし、第 40 条の次に次の 1 条を加える。

(任意継続組合員の標準報酬の月額の特例)

第 40 条の 2 施行令第 46 条の 2 第 1 号に規定する組合の定款で定める割合は、100 分の 20 とする。

第 41 条中「、預託金管理経理」を削る。

第 43 条第 2 項中「(長期給付の決定を除く。)」を削る。

附則第 2 項から附則第 4 項までを削り、附則第 5 項を附則第 2 項とし、附則第 6 項から附則第 12 項までを 3 項ずつ繰り上げ、附則第 13 項を次のように改める。

13 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号)附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業(次項において「経過的長期給付事業」という。)

(2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和 53 年政令第 25 号)第 2 条の規定に基づき、同条第 1 号に掲げる事業その他これに附帯する事業(以下「財形住宅貸付事業」という。)

附則第 13 項を附則第 10 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

11 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第 41 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。

附則第 14 項を附則第 12 項とし、附則第 15 項を附則第 13 項とする。

附則第 16 項を削る。

附則第 17 項中「平成 27 年 4 月 1 日」を「平成 27 年 10 月 1 日」に、「附則第 2 項」を「第 40 条第 1 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

第 2 条 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更(平成 27 年 4 月 10 日公告第 6 号)の一部を次のように変更する。

第 2 条中附則第 17 項の次に次の 1 項を加える変更規定を削る。

附 則

1 この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は公告の日から施行する。

- 2 変更後の第 40 条第 1 項及び附則第 14 項の規定は、平成 27 年 10 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 40 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 4 変更後の第 40 条の 3 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

公告第 10 号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 9 月 30 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 9 月 30 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 牛 越 徹

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和 37 年公告第 4 号）の一部を次のように変更する。

第 17 条から第 17 条の 4 までを次のように改める。

（地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等）

第 17 条 地方公営企業法第 38 条（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 17 条第 1 項及び附則第 5 項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条

第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 地方公営企業法第 38 条の規定の適用を受ける職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第 38 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（特定地方独立行政法人の役職員の報酬等）

第 17 条の 2 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の役員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

- 2 特定地方独立行政法人の役員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

（海外派遣職員の報酬等）

第 17 条の 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 7 条に規

定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 海外派遣職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（公益的法人等派遣職員の報酬等）

第 17 条の 4 公益的法人等派遣職員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

- 2 公益的法人等派遣職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

第 17 条の 4 の次に次の 2 条を加える。

（施行令第 2 条第 5 号に掲げる者の報酬）

第 17 条の 5 施行令第 2 条第 5 号に掲げる者に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力

攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとする。

(継続長期組合員の報酬等)

第 17 条の 6 継続長期組合員 (法第 140 条第 2 項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。)に係る施行令第 40 条第 3 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 継続長期組合員に係る施行令第 40 条第 3 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第 18 条を次のように改める。

(組合役職員の報酬等)

第 18 条 組合役職員 (法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る施行令第 40 条の 2 第 1 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 組合役職員に係る施行令第 40 条の 2 第 1 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等)

第 18 条の 2 法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第 141 条の 3 に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第 141 条の 4 に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人（次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。）の役職員に係る施行令第 41 条の 2 に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る施行令第 41 条の 2 に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

第 19 条を次のように改める。

第 19 条 市町村が組合員の掛金等（法第 114 条第 1 項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）を超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分をその者の次回の掛金等に充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込みの掛金等があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合について準用する。

第 28 条第 1 号中「組合員数、被扶養者数、給料及び期末手当等並びに掛金負担金に関する月例報告書」を「組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び掛金負担金等に関する月例報告書」に改め、同条第 2 号中「月例報告書明細表」を「報告書明細表」に改め、同条第 3 号を削る。

附則第 2 項中「附則第 13 項」を「附則第 10 項」に改める。

様式第 1 号 (第 5 条関係) から様式第 5 号 (第 28 条関係) までを次のように改める。

様式第 1 号 (第 5 条関係) 省略

様式第 2 号 (第 5 条関係) 省略

様式第 3 号 (第 5 条関係) 省略

様式第 4 号 (第 28 条関係) 省略

様式第 5 号 (第 28 条関係) 省略

様式第 6 号 (第 28 条関係) を削る。

附 則

この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

公告第 11 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 9 月 30 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 9 月 30 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 牛 越 徹

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「預託金管理経理」を「経過的長期預託金管理経理」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する給料をいう」を「地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する給与で次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる給与をいう」に改め、同号に次のように加える。

イ 地方公務員法第 3 条第 3 項に掲げる特別職の職員(ハに掲げる者を除く。)である組合員 その支給を受ける給料につき、地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号

に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給料

ロ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうちイ及びハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

ハ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「施行令」という。）第 2 条第 5 号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

ニ 第 4 条に規定する借受資格を有する者のうちイからハまでに掲げる者以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

第 5 条第 1 項第 5 号中「地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）」を「施行令」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 前各項の貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 7 条第 1 項中「4.36」を「4.46」に、「3.63」を「3.72」に、「4.1」を「4.2」に改める。

第 14 条第 3 項中「2.33」を「2.42」に改める。

附則第 4 項第 1 号中「4.1」を「4.2」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の長野県市町村職員共済組合貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第 4 項の規定は、平成 27 年 10 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号）附則第 3 条の 2 に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和 26 年法律第 100

- 号) 第 7 条第 3 項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が 10 年の預託金に係るもの (以下「財政融資資金利率」という。) が年 4.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第 4 項に規定する当該末日の翌日以後 3 月以内の日で理事長の定める日 (以下「特例期間等の終了の日」という。) 以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第 7 条第 1 項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金 (第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。) を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則附則第 4 項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第 4 項に規定する当該改定された日以後 3 月以内の日で理事長が定める日 (以下「改定日等」という。) の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金 (第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。) を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金 (第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。) を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

公告第 12 号

物資供給規則の一部改正について

物資供給規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 9 月 30 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 9 月 30 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 牛 越 徹

物資供給規則の一部を改正する規則

物資供給規則（昭和 50 年制定）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「預託金管理経理」を「経過的長期預託金管理経理」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

公告第 13 号

平成 27 年度第 1 次変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 27 年度第 1 次変更事業計画及び予算については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 27 年 9 月 30 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 27 年 9 月 30 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 牛 越 徹